



あたごふれあい人権文化センターだより

2026年3月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」
に関するご意見・ご要望をお寄せください。

～人権問題講演会を開催しました～

2月15日(日)、「長島との交流を進める倉吉市民の会会長」三谷昇さんを講師に迎え、「ハンセン病問題について学ぶ」と題して講演会を開催しました。三谷さんの長島(長島愛生園・邑久光明園)との出会いや、その後も続けて活動されることになった入所されている方との交流、その中でどう考えてこられたのかをお話していただきました。



【差別は形を変えて繰り返される】

昭和4(1929)年から日本で行われた「無らい県運動^{※1}」により、多くのハンセン病患者が強制的に施設へ送られ、その家族もまた地域から厳しい差別を受けてきました。こうした過去の出来事は、決して遠い昔の話ではありません。

近年のコロナ禍において、正体のわからないものへの恐怖心から、特定の誰かを「悪」と決めつけ、噂によって店を休業に追い込んだり、県外ナンバーの車に嫌がらせをしたりするなど、私たちは同じ光景を目の当たりにしました。「病気が何であるか」を正しく知り、冷静に対処すれば防げたはずの差別が、今も形を変えて繰り返されています。

このように、感染症などの病気に関する正しい知識と理解の不足は、偏見や差別を生み人権侵害の原因となっています。

病気に関わって生きる人々が直面する課題は、「医学的苦痛」だけではありません。それ以上に彼らを苦しめるのは、社会からの偏見、差別、そして孤立という「社会的苦痛」です。歴史上の出来事として捉えるのではなく、現在進行形の人権課題であり、自分事として「正しく知る」ことと、「人間は誰もかけがえのない存在であり、その価値や人格を大切にしなければならない」という尊厳を守ることが大切です。

※1 ハンセン病患者を療養所に隔離し、県内からすべての患者を排除することをめざした運動



3月のあたごふれあいサロン

日時：3月27日(金) 13:30～15:00
場所：あたごふれあい人権文化センター
内容：介護予防教室(体力測定、介護にまつわるお金の話)
講師：かもがわ地域包括支援センター職員
参加費：100円(お茶代)

※参加申し込みされる方は、3月23日(月)までにあたごふれあい人権文化センター(28-5440)へお電話ください。

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL 0858-22-8130
あたごふれあい人権文化センター TEL 0858-28-5440



教科書無償運動を知っていますか？



日本国憲法第 26 条 昭和 22(1947)年施行

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

当時、無償化されたのは「授業料」のみで、教科書代や学用品は保護者が負担せざるを得ない状況でした。昭和30年代半ばまで、教科書は各家庭で購入。昭和35(1960)年ごろは、教材用の備品や光熱水費、さらには運動場やプールの整備費まで保護者が負担しており、日雇い労働の最低賃金が300円という状況において、その額は年間で小学生約4,000円、中学生約3,000円にもものぼりました。さらに教科書代として、小学校で約700円、中学校で約1,200円が別途必要となるため、家庭にとっては大きな負担でした。

教科書無償に込められた思い

●^{しうんまる}紫雲丸事故と教育

昭和 30(1955)年、船同士の衝突沈没により修学旅行生を含む 168 名が犠牲となる紫雲丸事故が発生しました。その際、高松港などの掲示板には、救助された生存者や、遺体で確認された犠牲者の氏名が次々と張り出されました。自分の子どもや家族の安否を確認するために、多くの人たちがその掲示板の前に詰めかけました。しかし、その中には文字が読めず自分の家族の名前を確認できない人たちもいたのです。このことで、「文字が読めないことは、命に関わる情報を得られないこと」という事実が表面化しました。

また、当時は戦後の混乱期で貧困や家庭の事情で義務教育を十分に受けられなかった大人が一定数存在しており、文字が読めない背景となっている差別や貧困を克服する必要もありました。この事故は、海難事故の悲劇にとどまらず「教育(読み書き)は、人間が尊厳を持って生きるための武器である」という教訓ともなりました。

●教科書無償運動

紫雲丸事故の犠牲者には、多くの被差別部落の子どもたちもいました。その後、厳しい差別により十分な教育を受けられなかった母親たちは、学校の先生たちと一緒に学びを始めるようになりました。その中で部落差別をなくすための勉強や、憲法についての学習も行いました。そして、憲法が定める義務教育の無償化について知ったのです。

昭和36(1961)年、地域の方たちは「憲法第26条の精神にそえば、義務教育は無償であるべきであり、義務教育に伴う諸負担は当然国および地方公共団体が負うべきである」と確認し、そのひとつとして教科書無償運動を行いました。「有償」は憲法の精神に反し、憲法違反ではないかと問題提起したのです。やがて運動や署名活動は各地に広がり、国会でも大きな問題として取り上げられました。政府はついにこの要求の正しさを認め、昭和39(1964)年から教科書が無償で子どもたちに配られることになりました。

「子どもたちには同じ思いをさせたくない」、「すべての子どもに十分な教育を受けさせたい」という切実な願いで立ち上がった運動が、全ての国民の教育保障と差別解消の人権活動に繋がっていきました。

